



宮 崎 県 公 報

令和 3 年 3 月 31 日（水曜日） 号外 第 27 号

発行・印刷 **宮 崎 県**
宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号

発行 定 日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1 年 44,400 円

目 次

頁

海区漁業調整委員会告示

○宮崎海区漁業調整委員会規程の一部を改正する告

示 ----- 1

海区漁業調整委員会告示

宮崎海区漁業調整委員会規程の一部を改正する告示をここに公表する。

令和 3 年 3 月 31 日

宮崎海区漁業調整委員会会長 村 田 壽

宮崎海区漁業調整委員会告示第 1 号

宮崎海区漁業調整委員会規程の一部を改正する告示

宮崎海区漁業調整委員会規程（昭和 37 年漁調委告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（事務局等の設置及び任免）</p> <p>第 10 条 委員会に事務局を置き、事務局に次の職員を置く。</p> <p>（1）～（5） [略]</p> <p>2 前項に規定する職員は、<u>会長</u>が任免する。</p>	<p>（事務局等の設置及び任免）</p> <p>第 10 条 委員会に事務局を置き、事務局に次の職員を置く。</p> <p>（1）～（5） [略]</p> <p>2 前項に規定する職員は、<u>会長が知事に協議を行った上で委員会</u>が任免する。</p>

附 則

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。